

秋田市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ケアビジョンホーム 秋田新屋扇町	秋田市新屋扇町11番30号	令和5年12月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
きょうせいリハ	秋田市仁井田栄町8番26号	令和5年12月14日